2020年度事業計画書

（　2019　年　12　月　1　日　　～　2020　年　11　月　30　日）

ＮＰＯ法人ＨＡ－ＨＡ－ＨＡ

１　事業実施の方針

2020年度も児童福祉法に基づく事業が根幹となることに変化はありませんが、大きな変化として「保育所等訪問支援事業」を現在の事業所に併設することを計画しております。開業スケジュールは申請（2020年2月）、認可（2020年4月）を予定。利用対象者については現在の利用者や過去に利用していた利用児を中心に利用を募り、現段階で利用登録申請をストップしている状況。スタッフも増加し、訪問支援に耐えうるスタッフが外に出ていける状況が整いつつあるものの、どの程度の訪問件数が確保できるのかは実際に動いてみないと分からないところが多いための措置である。保育所等訪問支援事業については行政機関や社会福祉法人が中心になっているところが多くみられ、民間事業者が行っている事例は少ない。また児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業の3つの事業については児童福祉法に基づくものであり、保育士が中心に活動している職域である。その中で訪問先が保育所、幼稚園、子ども園のみならず、小学校～高等学校、学童保育など教育職が関わるところまで広く支援するものであるため、開業に関する心的ハードルは高く、設置数が伸び悩んでいる。ただし事業内容は子どもが活動する現場で直接支援を行うことを念頭に置いたものであり、子どもが最も長く過ごす場所において即効性のある対応が可能であること、また多職種連携が可能となるなどメリットは数多く考えられる。当法人としては3年間かけて医療職、教育職、保育職を中心に特別支援教育や生活自立度の向上に向けた活動など生活に根差した専門性の向上に取り組んできた。昨年度には特別支援教育士が1名誕生し、今後も毎年、資格取得試験の受験が見込まれる状況である。また理学療法士、作業療法士、看護師が協調的に活動し、教育職や保育職に足りない部分を補完し、逆に教育職、保育職が医療職に足りない部分を補完する形が実現してきている。保育所等訪問支援事業はこれらの取り組みをさらに外部まで広げていくという試みである。

また昨年度、事業計画としていた相談支援事業所の開所について、津市全体でも相談支援事業所自体が減少するなど、最適な人材の確保が難しかったこともあり開所を断念。今後、必要な事業形態であるとは考えているが、現時点では難しい。

また今後に新規開業店舗の建設を予定。その際には児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを単位分けという申請で利用者定員20名の2倍となるよう計画している。現状としては土地探し、融資、設計など専門家と相談をしつつ、慎重に進めている段階であり、今期も事業と併せて計画を着実に進行していきます。またそれに伴い、会計や税務等が複雑で煩雑となるため、専門家の参画をお願いしている。2020年2月より四日市市の黒田公認会計士事務所に管理依頼し、サポートを得ることになっている。

その他の事業として、追加していく方針に据えている事業は心理検査と支援相談、支援計画に関する専門部署の設立。現状として心理検査は受けたものの、検査値の数字が独り歩きしている状況が散見される。これらについては専門的な知識に基づくアセスメントに具体的な支援相談と支援計画が紐づけされていないことに起因すると考えており、これらを解消するために様々な強い困難さを持つ子どもを中心に関わりを持てる体勢を整えたい。

さらに以前より継続していた学LABでの事業を整理し、現在、新規利用者登録を停止している。現時点で継続利用を希望しているものは支援を継続し、それ以外の業務を整理、再編する方針。これらは受け入れ利用児の利用目的が学習、就学、就職、余暇など多岐に渡り、対応スタッフが不足するなど対応できない状況が少しずつ発生しているためである。そのため機能を限定するなど再編を行って、人員も含めた体制が整ってから再スタートできればと考えている。

事業計画に関わるものは以下の通りである。

① 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び保育所等訪問支援事業（児童福祉法）

② 発達障がい・学習障がいを持つ子どもや社会復帰を目指す引きこもりの若者なども分け隔てなく受け入れる学習塾形式の学習支援事業及びモノづくり事業

③ 若者の身体育成および健康増進を目的とする支援事業

農業イベントなど様々な体験を行える体験型イベントを開催し、児童を中心とした若者や育児世代の健全な生活、健康増進を目的とした支援事業。またフットケア、足部へのアプローチ、理学療法士の有する知識を利用した健康増進のための身体ケアのプログラムも依頼を受ける形で実施していきます。特に児童に多くみられる偏平足やそれに伴う足部変形に対応できるよう、靴の処方箋など保護者が日常的に対応できる継続できる支援を行っていきたい。

⑤ 学習指導や事務処理作業の円滑化の事業

事務処理作業の円滑化としては児童発達支援･放課後等デイサービスにおけるシステムを当法人で運用しており、より実用的かつ実際的に有用に活用できるものを目指しております。現在は必要最低限の機能であり、業務に必要な機能を充実させ、幅広く活用していただけるよう進めていきます。

⑥ 学習・生活支援に関わるアドバイス及び情報提供

保護者や支援者を対象とした情報提供や支援プログラム、専門家を招いた講習会などを実施、利用児本人だけでなく、児を取り囲む環境に在る人たちを巻き込みながら、よりよい支援環境や当事業所の支援環境の構築に寄与していきます。

2　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額（千円）
児童福祉法に基づく児童発達支援事業､放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援事業による生活支援事業	発達障害を中心に重度障害や学習障害などをもつ子どもが安心して過ごすことができる居場所を提供するとともに、教育、リハビリテーション、心理的ケアを軸とした療育、生活の自立を目指した支援を行う。	2019 年 12 月～2020 年 11 月	津市	13 人	障がいを持つ 0～18 歳の子ども 12 人	44500
発達障がいを持つ子どもや引きこもりの若者等を主たる対象とする学習支援事業	本人の希望に応じる形で支援内容を決定する事業。実績として学習、受験、プログラミング、心理的ケア、工作など多岐に渡る。	2019 年 12 月～2020 年 11 月	津市	3 人	障がいを持つ子ども 4 人	1000
若者の身体育成及び市民の健康増進に対する支援事業	農業イベントを中心に体験・イベントを進め、様々な経験ができるプログラムを進めます。またスポーツだけでなく、様々な身体的な困難に対するサポートを進めていきます。	2019 年 12 月～2020 年 11 月	津市	6 人	津市内の一般市民	300
学習指導や事務処理作業などの円滑化を図るためのアプリケーションソフトの開発及び提供事業	個々の能力に対応可能な学習用アプリケーションソフトおよび事務処理の効率化を図るためのアプリケーションソフトの開発を行う。	2019 年 12 月～2020 年 11 月	津市	3 人	津市内の子ども・若者	200
同種の支援団体に対する学習･生活支援に関わる技能および情報提供事業	講習会の実施・上記アプリケーションの販売により学習指導および事業所運営のノウハウを同種の活動を行う他社に提供する。	2019 年 12 月～2020 年 11 月	津市	3 人	津市内の同種の活動を行う事業所	200